

住安第 3073 号
平成 28 年 8 月 8 日

(一社) 静岡県建設業協会会長
(公社) 静岡県建築士会会長
(一社) 静岡県建築士事務所協会会長
(一社) 静岡県都市開発協会会長
静岡県中部建設業協同組合理事長 様
静岡県木造建築工業組合理事長
(一社) 志太建築士会会長
(公社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会会長
(一社) 日本木造住宅産業協会静岡県支部支部長
(一社) 富士建築士会会長

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長



建築基準法に基づく中間検査を定める静岡県告示の再指定について (通知)

日頃より建築行政に御協力いただきましてありがとうございます。

静岡県では、建築基準法に基づく中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を定める静岡県告示について、対象建築物と特定工程の見直しを行い、新しい告示を 8 月 5 日に公布しました。この新しい告示は、10 月 1 日 (施行日) 以降に確認申請又は計画通知を提出する建築物から適用します。

つきましては、中間検査を定めた静岡県告示第 783 号、新旧対照表及び周知用チラシを添付しますので、貴団体の会員への周知をよろしくお願いします。

また、県内特定行政庁 6 市においても、同様の内容で再指定を予定しております。詳細については、各特定行政庁にお問い合わせください。

※ 新告示等については静岡県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/>

担 当 : 建築確認検査班
電 話 : 054-221-2819
F A X : 054-221-3567